

豊田市上下水道局業者選定審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市上下水道局業者選定審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市上下水道局が発注する工事等の競争入札及び随意契約に参加しようとする業者の資格及び選定について審査するため、豊田市上下水道局業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 工 事 | 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。 |
| (2) 物品購入 | 物品の購入、製造、修繕、改造及び売払い並びに印刷製本費に係るものをいう。 |
| (3) 物品借入 | 物品の借入に係るものをいう。 |
| (4) 工事関係委託 | 工事に関する設計、監理、調査、企画、立案及び測量をいう。 |
| (5) その他委託 | 工事関係委託以外の委託をいう。 |
| (6) 工事等 | 工事、物品購入、物品借入、工事関係委託及びその他委託をいう。 |
| (7) 業 者 | 工事等の請負又は受託を業として営む者（これらの者で構成する共同企業体を含む。）をいう。 |
| (8) 通常と異なる
契約方式 | （上下水）総務課において通常行われる契約方式及び落札者の選定方法によらない方法で行われる入札契約方式（会長が別に定めたものを除く。）をいう。 |

(組織)

第4条 審査会は、事業管理者が任命する12人以内の委員をもって組織する。

2 審査会の会長は、事業管理者をもって充てるものとし、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(審査事項)

第5条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 競争入札及び随意契約に参加させる業者の資格審査及び選定に関すること。
ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- ア 設計金額又は予算金額が次に掲げる金額以下のとき。ただし、金額にかかわらず、会長が必要と認めたときは、この限りでない。
- | | | |
|------------|------|-------------|
| (ア) 工 事 | 設計金額 | 2, 0 0 0 万円 |
| (イ) 物品購入 | 予算金額 | 8 0 0 万円 |
| (ウ) 物品借入 | 設計金額 | 4 0 0 万円 |
| (エ) 工事関係委託 | 設計金額 | 5 0 0 万円 |
| (オ) その他委託 | 設計金額 | 5 0 0 万円 |
- イ その他委託において、国又は地方公共団体が出資する営利を目的としな

い公共団体又は文化、産業、医療等の公共的な活動を営む団体等を相手方として、競争性がなく随意契約理由が明らかな契約をするとき。

ウ 緊急を要する工事等のとき。

(2) その他会長が必要と認めたこと。

(通常と異なる契約方式への意見)

第6条 発注担当課は、工事等を含む契約の競争入札及び随意契約に参加しようとする業者の資格及び選定について通常と異なる契約方式を採用する場合は、その方式採用の妥当性について、審査会の意見を聴かなければならない。ただし、会長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 審査会は、発注担当課に対し、通常と異なる契約方式の採用の妥当性について必要な資料又は情報の提供を求め、及び必要な意見を述べることができる。

(会議)

第7条 審査会は、毎週月曜日に開催する。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを変更し、若しくは中止し、又は臨時に開催することができる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 緊急を要する場合には、回議をもって審査会の開催に代えることができる。

4 会長は、必要に応じて、審査会に関係職員を出席させることができる。

5 付議事項の妥当性が明白で、特段の審議の必要がないと会長が認めたときは、書面審査をもって審査会の開催に代えることができる。

(付議)

第8条 (上下水)総務課長は、審査会に付議すべき事項があるときは、文書をもって付議するものとする。

(事務局)

第9条 審査会に関する事務は、(上下水)総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 豊田市水道局指名業者等選定審査会要綱(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱施行前において処分および決定を受けた案件については、この要綱による決定とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 4 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。